



## 2021年第3回定例会の日程決まる

8月3日の議会運営員会で第3回定例会(9月議会)日程が決まりました。

9月議会には、2020年度の決算が報告されます。予算決算委員会・各分科会での審議となります。また、新型コロナの感染が急拡大する中、かかわっての審議も行われます。市政全般にわたる議論の場となりますので、取り上げてほしいテーマがありましたら、日本共産党市議団まで、お寄せください。本会議・委員会に反映していきたいと思えます。

### 【日程】

- 9月1日 開会・本会議(提案理由の説明など)
- 3～8日 一般質問
- 13～14日 予算決算委員会(総括質疑)
- 15日～ 予算決算委員会分科会・部門別常任委員会
- 22日 予算決算委員会(分科会長報告、締めくくり質疑)
- 27日 最終日・本会議(委員長報告、質疑、討論、表決)

\* 請願締め切りは、9月1日午後5時

\* 陳情締め切りは、9月6日午後5時

●本会議は、本会議場傍聴席で直接傍聴できます。

\* 直接傍聴には、新型コロナの感染対策が必要です。

(検温、手指消毒、マスク着用など)

\* インターネット中継ならびに録画放映があります。(熊本市役所HP)

●委員会は、市役所議会棟の各所に設けたモニターでの傍聴です。

(詳しくは、議会事務局へお尋ねください。☎328-2687)

### 日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか

NO. 1245

2021年8月8・15日合同号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



## 第5波の時短要請に伴う飲食店への支援等

### 時短要請に伴う協力金

対象：市内全域の時短要請に応じたすべての飲食店

期間：7月29日～8月22日

支給額：売上に応じて

1店舗・1日2.5～20万円

### 時短協力店舗の家賃支援

対象：時短要請に応じた飲食店のうち店舗を賃借している業者

助成額：1カ月家賃の半額

(上限35万円・1回限り)



### デリバリー利用の配達料助成

市内飲食店の出前等で、宅配代行事業者を利用する場合の配達料全額

### ホテルでのテレワークへの助成

(県内在住者)

- ① 2,000円以上利用料で1,500円割引、②4,000円以上利用料で3,000円割引

## 弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

●8月18日(水) 午前10時～12時

中央区生活相談所(水前寺2-17-12 桑村ビル201) TEL 285-6120

●8月26日(木) 午後1時30分～4時

山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) TEL 362-5181

●8月26日(木) 午後3時～5時

東区生活相談所(新生2-5-18 ハイツふかだ1F) TEL 328-2656

●9月9日(木) 午後1時～4時

菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731

●9月14日(火) 午後5時30分～7時30分

さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148

●9月21日(金) 午後6時～8時

北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001

★8月1日号の裏面右側の「必由館高校の改革(3)附属中学校を設置」の項で、「小中一貫教育」は「中高一貫教育」の誤りでした。訂正して、お詫びいたします。

# コロナ禍の貧困解消へ

## 「生活保護の申請は国民の権利です」



7月31日、「熊本市生活と健康を守る会」定期大会が開かれ、「コロナ禍で高まる生活保護の役割」と題し、花園大学社会福祉学部の吉永純教授による記念講演がありました。



### コロナ禍は、低所得者を直撃

新型コロナによって、女性、ひとり親、若者・学生、無権利な外国人など、生活の厳しい世帯が大きく影響を受けました。

全国的には、「大人食堂」に弁当を求める人が殺到、熊本市でも食料の無料配布会には長蛇の列ができました。

### 国は「保護申請の権利」を明記、制度の弾力運用へ

2020年4月から、国は柔軟な対応方針を示し、スムーズな申請、車の保有や基準家賃を超えた世帯への転居指導など、弾力的に運用しています。

同年12月には、厚生労働省HPに「生活保護申請が国民の権利である」ことが、明記されました。

(厚生労働省HPより)

#### 生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものなので、ためらわずにご相談ください。

- ・同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。
- ・住むところがない人でも申請できます。お近くの福祉事務所にご相談を。
- ・持ち家がある人でも申請できます。
- ・必要な書類が揃っていなくても申請はできます。

### 「扶養義務の照会」は必須ではない

今年3月、厚生労働省は、生活保護の実務マニュアル「生活保護手帳別冊問答集」の記述を変更、申請者が親族への問合せ

を「拒否したい」意思を示せば、扶養照会が止められることになりました。福祉事務所は、本人の意向を確認すべきです。

### 国の不当な「保護費引き下げ」に、裁判所の審判

国の保護費引き下げ（基準改定）で、「健康で文化的な最低限度の生活」ができないと、全国で「いのちのとりで裁判」が闘われています。今年2月の大阪地裁判決では、保護基準改定は誰もが納得できる数値や専門家の知識に基づくものでなければならぬが、国の改定はそうっていない点を指摘し、生活扶助費額を引き下げた国の主張を退け、原告が勝訴。

### 権利として、使いやすい生活保護制度に

厚生労働省の「家庭生活実態及び生活意識に関する調査」では、生活保護世帯は一般世帯に比べ、エアコンの設置率、入浴の頻度、親族や知人・友人との交流も少なく、葬式への出席は5割も少ないという結果です。

一般世帯との格差をなくし、真に「健康で文化的な生活」が保障できる生活保護制度へと改善していく必要があります。

意思に反する申請時の扶養照会をしない、エアコン設置の推進、車の使用も認める、劣悪な住環境改善のため住宅扶助増額など、すすめるべきです。

#### 女性週刊誌にも「生活保護」の特集

「女性セブン」2021年4月29日号には、「保存版大特集・生活保護という命綱があるじゃないか！」というタイトルで、不測の事態に生活保護の申請をすすめる特集が組まれています。